

走行集材機械運転業務特別教育（12時間）実施要領

1 目的	<p>車両系木材伐出機械運転作業の災害を防止するため、当該機械の運転に従事する者の資質の向上を図り、安全指導を強化し、集材材の現場での安全確保に資する目的で、事業主に代って法令で定める特別教育を行うものです。</p> <p>この講習を修了しないと、事業者の下で「走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務」に就くことはできません。</p> <p>走行集材機械には、例えば、フォワーダ、スキッダ、集材車、集材用トラクターなどが該当します。</p> <p>（労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条第6の3号）</p>			
2 内容 (カリキュラム) ※受付は、開始 20分前から	区 分	科 目		時 間
	1 日目 (8:50~16:10)	学 科	関係法令	1.0
			走行集材機械に関する知識	1.0
			走行集材機械の作業に関する知識	2.0
			走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1.0
	2 日目 (8:50~16:10)	実 技	走行集材機械の走行の操作	3.0
走行集材機械の作業のための装置の操作			3.0	
計			12.0	
3 開催月日	ホームページ講習会予定表のとおり			
4 開催場所	長野県林業総合センター（塩尻市大字片丘字狐久保 5739）			
5 定 員	20人（ホームページ掲載のとおり）			
6 申込方法	受講申込書を県支部（協会概要欄参照）に提出。（分会を經由しない。）			
7 受講料	<p>一般：～49,000円、会員：～44,000円 （消費税、テキスト代を含む）</p> <p>※お持ちの資格により免除規定が適用されますと、一部金額が免除される場合がありますので、受講料は個々に計算させていただきます。</p> <p>申込者各々に請求しますので、県支部へ納入いただきます。なお、開催間近の取消・欠席は、返金できない場合がありますのでご注意ください。</p>			
8 受講票等	<p>受付後、県支部から事業所（又は個人）あて「受講票」を郵送します。</p> <p>留意事項を記載しておりますが、ご不明な点は、県支部までお問合せ下さい。</p>			
9 申込締切	定員に達し次第受付を終了します。終了の旨は、ホームページに掲載します。			
10 持ち物等	<p>(1) 筆記用具、昼食、飲み物等</p> <p>(2) 作業のできる服装、ヘルメット、革手袋、安全靴等（実技日）</p> <p>(3) 雨具（雨天時）</p>			